

共生デイ アルク

指定通所介護 及び 介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）

運営規程

（事業の目的）

第1条 富田ケアセンター有限会社が開設する「共生デイ アルク」（以下「事業所という。」）が行う指定通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下「通所介護事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な**通所介護事業**を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の指定通所介護事業の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業所の介護保険法に基づく第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の従業者は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

3 通所介護事業の実施にあたっては、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 通所介護事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

5 通所介護事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

6 事業所は、自らその提供する通所介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

7 通所介護事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所等への情報の提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 共生デイ アルク
- (2) 所在地 倉敷市玉島乙島7183番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤1人)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員 1人以上
- 看護職員 1人以上
- 介護職員 14人以上
- 機能訓練指導員 2人以上
- 調理員 1人以上

生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員は、通所介護事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、居宅サービス計画により、営業日及び営業時間以外でも、サービス提供を行う場合があるものとする。

- (1) 営業日 月・火・木・金・土(定休日:日・水)。ただし、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時30分から16時35分までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は 80名とする。

(通所介護事業の内容)

第7条 通所介護事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の世話・・・日常生活動作能力に応じて、必要な支援を行う。

ア 排泄の誘導・介助

イ 移乗・移動の見守り・介助等その他の必要な身体の介助

ウ 養護(休養)

- (2) 機能訓練・・・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア 日常生活動作に関する訓練

イ レクリエーション

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 筋力向上訓練

- (3) 食事提供・・・栄養並びに利用者の身体的状況及び嗜好を考慮し食事を提供する。
又、自力で食事を摂ることが困難な利用者には、食事介助を行う。
- (4) 入浴介助・・・入浴の介助又は清拭等を行う。
- (5) 送迎・・・利用者の居住区域ごとの送迎コースを設定し、車両送迎を行う。
- (6) 相談、助言に関すること・・・利用者及びその家族の日常生活における介助等に関する相談及び助言を行う。
- (7) その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所介護事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額とし、当該通所介護事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額又は倉敷市で定める額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けることができるものとする。

- (1) 食費として、1食あたり650円。
- (2) おむつ代として、その実費。
- (3) その他指定通所介護等において利用者の希望によって提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの(レクリエーションの材料費等)については、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書でその内容及び費用について説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受け取るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、倉敷市、浅口市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、通所介護事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の利用者が適切な通所介護事業の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。
- (2) 事業所の施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。
- (3) その他事業所の規則等を遵守しなければならないこと。

（緊急時等における対応方法）

第 1 1 条 事業所の従業者は、現に通所介護事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

（非常災害対策）

第 1 2 条 事業所は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期すものとする。

2 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 1 3 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して指定通所介護及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（記録の整備）

第 1 4 条 事業所は職員、設備、備品に及ぶ関係に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、指定通所介護及び介護保険法に基づく第 1 号通所事業に関する諸記録を整備し、その完結日から最低 5 年は保存するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 1 5 条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講じるものとする。

（1） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2） 虐待防止のための指針を整備

（3） 従業者に対し、虐待を防止するための研修の実施（年一回以上）

（4） その他虐待の防止の為に必要な措置

（身体拘束の禁止）

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所はやむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は身体拘束等の適正化を図るため、次にあげる措置を講ずる。

（1）身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施（年一回以上）

（職場環境の確保）

第17条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

（感染症の予防及び蔓延の防止のための措置（衛生管理等））

第18条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（掲示）

第19条 事業所は、当事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を書面掲示することに加え、ホームページや情報公開ケアシステム等のインターネット上で情報の閲覧ができるよう掲載・公表する。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、外国人労働者、介護保険法第8条第2項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、老人福祉法及び介護保険法並びにこれらの法律に基づく政令及び倉敷市条例等に定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 13 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 8 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。